

横浜港水陸両用バス社会実験
事業者募集要項

平成27年6月
横浜市 港湾局

1 社会実験実施の目的

横浜市では、平成 26 年 12 月に市政の羅針盤となる「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017」を策定しました。この計画における目標の 1 つとして「都心臨海部における回遊性の向上」を掲げています。また、平成 26 年 12 月の横浜港港湾計画の改訂に伴い、「レクリエーション等活性化水域」を設定しました。この水域では、海洋性レクリエーション活動をはじめ、水上交通や観光船などの利用を促進しています。

本社会実験は、その一環として、観光名所と水域をシームレスに結び横浜港の景観を気軽に陸と海から楽しめる「水陸両用バス」を試験導入することで、市民や来街者の皆様が水辺空間に親しみ楽しめる環境を整備し、水辺周辺の賑わいの創出や活性化につなげることを目的としています。

2 事業者募集の趣旨

横浜港水陸両用バス社会実験を行う事業者を選定するため、提案者を公募し、提出された提案書をもとに審査・評価を行い、事業候補者を決定するものです。

3 提案資格

- ・次の(1)及び(2)に該当する法人又は該当する法人を含むグループであること。
- (1) 水陸両用バス運行に関して日本国内での実績があること。(社会実験も含む)
- (2) 横浜市の市内中小企業であること、かつ、横浜市内において営業が可能な一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること、又は一般旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可を受けていること。
〔*市内中小企業とは、事実上の本店所在地を横浜市内に有する者及び個人事業者にあつては、主たる営業の拠点を横浜市内に有する者で中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するものをいいます。〕
- ・上記の資格に加え、次の(3)～(6)の全てに該当する法人又は全てに該当する法人のみで構成されるグループであること。
- (3) 平成 26 年 6 月 26 日から現在までにおいて、法令等の違反による行政処分を受けていないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第 7 条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第 23 条(利益の供与等の禁止)第 1 項若しくは第 2 項に違反している事実がある者でないこと。
- (5) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 事業の基本条件

次の項目を事業の基本条件とします。これらの条件に適合しないことが認められた場合、事業者選定の対象外となります。

- (1) 内港地区及び都心臨海部の回遊性向上、集客力強化等の賑わい創出に寄与するものであること。
- (2) 実験エリアは、別紙 1 による横浜港の内港地区及び都心臨海部を中心とすること。
また、進水箇所については、別紙 2 にて指定する箇所とすること。
- (3) 実験期間は、原則として平成 27 年度内から平成 32 年 3 月までとし、その間の効果の検証が可能な計画であること。

なお、状況に応じて横浜市と協議の上、実験期間の変更も可能とします。

- (4) 実験に係る費用は、原則として事業者の負担とすること。また、実験に必要となる施設（進水斜路・洗車場等）については、事業者において必要な手続を行った上で、整備・管理を行うこと。
 実験終了後、事業者が撤去、原状回復することを原則とし、詳細については、横浜市と協議すること。なお、日本丸メモリアルパーク内の橋梁補修工事等を横浜市で行う予定です。
- (5) 事業候補者決定後、横浜市と協定を締結すること。
- (6) 横浜の都市景観に調和した、魅力的な車両のデザインを計画してください。なお、実際に運行する車両のデザインに関しては、横浜市と協議すること。
- (7) 実験に当たっては、関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の手続については、事業者の責任において行うこと。なお、これらの手続に、横浜市は、協力します。
- (8) 運行開始後、実験の状況、実績等について横浜市に報告するとともに、横浜市が求める調査に協力すること。
- (9) 施設整備や実験運行の際は、付近を通行する歩行者、車両あるいは航行する船舶等の安全を確保できるよう十分注意すること。
- (10) 実施に当たっては、進水箇所周辺施設の事業に支障がないようにすること。
- (11) 第三者に支障が生じるおそれがあるとき、港湾の管理・利用又は開発の支障となるとき、公益上必要などときには、実験を中止することになります。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定書式（様式 1-1～6-7）により作成するものとします。
- (2) 提案書には、次の項目の内容を記載してください。
- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| ア 提案者の概要 | （様式 1-1） ※グループの場合、名称をつけてください。 |
| イ 構成法人の概要 | （様式 1-2） ※単独法人による申込みの場合は、不要 |
| ウ 水陸両用バス運行実績 | （様式 2） |
| エ 道路運送法・海上運送法の許可状況 | （様式 3） ※証明となる書類（写）を必ず添付してください。 |
| オ 誓約書 | （様式 4-1） ※証明となる書類を必ず添付してください。 |
| カ 申請団体役員名簿 | （様式 4-2） |
- ※グループで応募する場合、構成する法人ごとに（様式 4-1）及び（様式 4-2）を作成してください。
- | | |
|----------------------|----------|
| キ 事業実施方針 | （様式 5） |
| ク 事業計画書 | |
| （ア） 運行ルート・乗降場所 | （様式 6-1） |
| （イ） 施設計画 | （様式 6-2） |
| （ウ） 営業日程、営業時間、運行サイクル | （様式 6-3） |
| （エ） 予定料金、収支の概略 | （様式 6-4） |
| （オ） 安全計画 | （様式 6-5） |
| （カ） 車両の諸元・デザイン | （様式 6-6） |
| （キ） その他提案事項 | （様式 6-7） |
- (3) 所定書式に適合していない提案書については、失格となる場合があります。記載欄が不足する場合は、別紙の添付も認めます。
- (4) 事業計画書（様式 6-1～7）の記載に当たっては、「4 事業の基本条件」及び各様式に記載した説明を遵守してください。
- (5) 事業計画書に記載する事項は、実現可能なものとしてください。

6 提案書と実施内容の整合

実験の実施内容は、提案書と整合が図られるようにしてください。提案書と大きく異なる場合は、実験を中止することになります。

7 申込方法

別添の所定書式（様式1-1～6-7）により作成した提案書に必要な資料を添付し、事前に電話連絡の上、次の提出先まで直接持参してください。

- (1) 提出先 横浜市港湾局企画調整課 担当：米森、大谷、五島
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地（産業貿易センタービル5階）
TEL：045（671）7342
- (2) 提出部数 紙：2部 電子データ：1式（PDF形式 CD・DVDに記録したもの）
※提出された書類一式は、返却しませんので、予め御了承ください。
- (3) 受付期間 平成27年6月26日（金）～平成27年8月3日（月）
土・日・祝日を除く8時45分～17時15分（12時～13時を除く。）

8 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、横浜市港湾局ホームページ上にて公表します。なお、提案資格があり、提案の意思がある場合のみ、質問を受け付けるため、水陸両用バス運行実績（様式2）又は道路運送法・海上運送法の許可状況（様式3）を添付してください。質問事項がない場合、質問書の提出は、不要です。

- (1) 受付期間 平成27年6月26日（金）～平成27年7月10日（金）（必着）
土・日・祝日を除く8時45分～17時15分（12時～13時を除く。）
- (2) 提出先 提案書提出先と同じ。
- (3) 提出方法 様式7に記載の上、持参、郵送のいずれかの方法で提出してください。（ただし、持参以外は、着信確認を必ず行ってください。また、郵送の場合は、書留郵便とします。）
- (4) 回答日 平成27年7月17日（金）までに横浜市港湾局ホームページにて回答します。
及び方法

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/torikumi/rinkaibunigiwai/suiriku.html>

9 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

公募等のスケジュールについては、次のとおり予定しています。

日 程	内 容
平成27年 6月26日(金)	事業者公募開始
平成27年 7月10日(金)	質問書提出期限
平成27年 7月17日(金)	質問書に対する回答
平成27年 8月3日(月)	公募締切
平成27年 8月	提案書の審査
平成27年 9月頃	事業候補者の決定

10 審査委員会

提案書の評価及び事業候補者の特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	横浜港水陸両用バス社会実験 事業者選定委員会	横浜港水陸両用バス社会実験 事業者評価委員会
所掌 事務	評価項目等設定、事業候補者の特定 に関する事	提案書の評価、事業者選定委員会への報告に 関すること
委員長	港湾局副局長	港湾局経理課長
委員 構成	港湾局港湾経営部長 港湾局港湾管財部長 港湾局みなと賑わい振興部長 港湾局企画調整部長 港湾局建設保全部長 港湾局経理課長 港湾局港湾経営課長 港湾局管財第一課長 港湾局建設第一課長	港湾局総務課長 港湾局管財第一課長 港湾局賑わい振興課長 港湾局企画調整課長 港湾局維持保全課長 文化観光局観光振興課長 都市整備局都市デザイン室長 都市整備局都市交通課長 都市整備局みなとみらい21推進課長

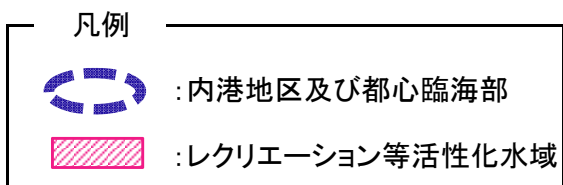
11 参考資料

- (1) 進水箇所付近の地質調査結果
- (2) 進水斜路整備イメージ図
- (3) 横浜港水陸両用バス社会実験に関する協定書（イメージ）

12 問合せ先

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地（産業貿易センタービル5階）
横浜市港湾局企画調整課 担当：米森、大谷、五島
TEL：045（671）7342

実験エリア図



・ 進水箇所位置図（横浜市西区みなとみらい2丁目）



・ 進水箇所詳細図

